景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 437 号 2 令和5年(2023年)8月9日

株式会社ギフト 代表取締役 大久保 貴史 様

鎌倉市長 松尾



| | 次のと | おり通知 | しま | す。 |
|--------|----------|------------------|--------|---|
| 配 | 慮 協 | 議 番 | 号 | 第 5-11 号 |
| 土の | | 用 類 名 | 型称 | 海浜住商複合地 |
| 景 | 観 | 地 | 区 | □ 内() ■ 外 |
| 行 (| 為 地 名 | か 場 地 番 | 所) | 鎌倉市坂ノ下307番32 |
| 行為の | 建 | 築 | 物 | ■新築 □増築 □改築 □移転 |
| 種類 | 開 | | 発 | □土地の区画の変更 □土地の形質の変更 |
| 特 | 定 | 地 | 区 | □内(□由比ガ浜 □由比ガ浜中央 □鎌倉芸術館周辺) ■外 |
| 協 | 議 | 事 | 項 | 〈地区の特性・課題〉 ・低中層の住宅が主体で、特に海沿いの低地部は漁港のまちとして発展してきた。 ・後背には別荘地・保養地の面影を残す良好な住宅地が広がっているが、敷地の細分化・共同住宅・車対応の商業施設への土地利用転換が目立っている。 〈景観形成基準に係る協議内容〉 ・建物の基調色は景観計画に適合している。 ・適切に緑化されている。 以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。 |
| 備 | | | 考 | |